

川崎市平和館非常勤嘱託員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、川崎市平和館の諸業務を円滑に推進するため、非常勤の嘱託員（以下「嘱託員」という。）の職、任用及び勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、嘱託員とは、川崎市非常勤嘱託員に関する要領に定める非常勤職員又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定める非常勤の職の職員（以下「退職職員に係る非常勤嘱託員」という。）をいう。

(職務)

第3条 嘱託員は、平和館の管理運営及び平和推進事業に係る事務を行うものとする。

(定数)

第4条 嘱託員の定数は、4名以内とする。

(任用)

第5条 嘱託員は、次に掲げる要件を備えている者のうちから、市民文化局人権・男女共同参画室長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

(1) 任用に係る職の職務の遂行に必要な知識及び技能を有していること。

(2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。

2 前条第1項の選考に当たっては公募を行うこととする。ただし、退職職員に係る非常勤嘱託員については、この限りでない。

(任用期間)

第5条の2 嘱託員の任用期間は、1年以内とする。

2 次の要件を備えている嘱託員について、その任用を4回に限り更新することができる。この場合において、更新回数が上限に達した嘱託員について、第5条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用をすることを妨げるものではない。ただし、退職職員に係る非常勤嘱託員については、満65歳に達した日以後における更新はできない。

(1) 任用期間内の勤務成績が良好であること。

(2) 第5条第1項に規定する要件に該当すること。

3 退職職員に係る非常勤嘱託員については、市長が特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した嘱託員の任用期間を更新することができる。

(解職)

第6条 市長は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 嘱託員が退職を願い出た場合

(2) 勤務成績が良好でない場合

(3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(4) 前各号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(勤務日及び勤務時間等)

第7条 嘱託員の勤務日は、1週間について5日とし、勤務時間は、午前8時30分から午後9時30分までのうち5時間45分、1週間当たりの勤務時間は29時間以内とす

る。

2 1日当たりの勤務時間は、午前8時30分から午後3時15分、午前10時30分から午後5時15分又は午後3時45分から午後9時30分までの3区分とし、その割振りは別に定めるものとする。

3 正午から午後1時までの1時間は、休憩時間とする。

(休日)

第8条 嘱託員の休日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)にあたる時は、当該日の直後の祝日でない日とする。)及び4週間を通じて4日

(2) 祝日。ただし、当該日に特に勤務することを命じられたときは、当該勤務することを命じられた日から2週間以内の別に所属長が指定する日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(年次有給休暇)

第9条 嘱託員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。ただし、任用期間が1年に満たないときは、任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 第5条の2第2項及び第3項の規定に基づき、任用期間の更新又は再度の任用をされた場合において、前年度(直近1年度に限る。)に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第10条 嘱託員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領(4川総雇第74号)又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱(4川総雇第73号)に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第11条 嘱託員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第12条 市長は、嘱託員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第13条 嘱託員には第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額170,000円とする。

3 第2種報酬の額は、通勤の事情等に応じ総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

4 第1種報酬及び第2種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号。以下「条例」という。)第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第14条 嘱託員が月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該

月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第16条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第1項の第1種報酬月額から減額する。

2 嘱託員が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数の1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第16条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第1項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第15条 嘱託員が、勤務を要する日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第16条 嘱託員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、第13条第2項に定める第1種報酬額に12を乗じて得た額をその者の1週間の勤務時間数に52を乗じて得た額で除して得た額とする。この場合において、第1種報酬額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第17条 嘱託員がその職務のため出張するときは、条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

(社会保険の適用)

第18条 嘱託員の社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第19条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

2 公務上の災害又は通勤による災害を受け勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第20条 嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第21条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令の定めるところによる。

(委任)

第22条 この要綱の施行について必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(任用期間に関する経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第 5 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項中「4 回」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和 2 2 年 4 月 1 日以前に生まれた者	2 回
昭和 2 2 年 4 月 2 日から昭和 2 4 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	3 回

3 次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第 5 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項中「満 6 5 歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和 2 2 年 4 月 1 日以前に生まれた者	満 6 3 歳
昭和 2 2 年 4 月 2 日から昭和 2 4 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	満 6 4 歳

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 5 月 2 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 2 年 6 月 3 0 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に使用された改正前の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱いについては、改正後の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係）

年次有給休暇の日数

区 分	勤 務 年 数				
	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目
有給休暇の日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日
	18 日	20 日	20 日	20 日	20 日

備考 従前の任用から引き続いて再度の任用をされた嘱託員については、再度の任用以後の勤務年数に応じて時この表を適用するものとし、それぞれ下段の休暇日数を付与するものとする。

別表第 2（第 9 条関係）

年次有給休暇の日数

1 週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
	1 箇 月	2 箇 月	3 箇 月	4 箇 月	5 箇 月	6 箇 月	6 箇月を超 える期間
5 日以上	1 日	2 日	2 日	3 日	4 日	5 日	10 日